

一般社団法人日本ペインクリニック学会理事選出細則

第1条 本細則は、一般社団法人日本ペインクリニック学会定款第16条に基づき、理事の選出に関して必要な事項を定める。

第2条 理事は会長、副会長、前会長、前々会長、事務局長、地区選出理事、特任理事とする。

第3条 地区選出理事は、各地区評議員の互選により、代表理事が委嘱する。

第4条 前条に規定する地区とは、次の12地区をいう。

(1) 北海道 (2) 東北 (3) 東京 (4) 南関東 (5) 北関東 (6) 甲信越 (7) 東海 (8) 北陸
(9) 関西 (10) 中国 (11) 四国 (12) 九州

第5条 各地区の理事は、各地方会の会員数を考慮して選出する。

第6条 特任理事は本学会運営上必要と判断された場合、評議員の中から代表理事が委嘱する。

附 則

1 本細則の改廃は、一般社団法人日本ペインクリニック学会定款に従う。

2 本細則は、2009年7月19日より施行する。

1996年7月18日制定 1998年7月24日改正 1999年7月17日改正 2000年7月14日改正 2001年7月13日改正
2002年7月20日改正 2003年7月24日改正 2005年7月30日改正 2006年7月15日改正 2007年7月8日
改正 2008年7月21日改正 2009年7月19日改正